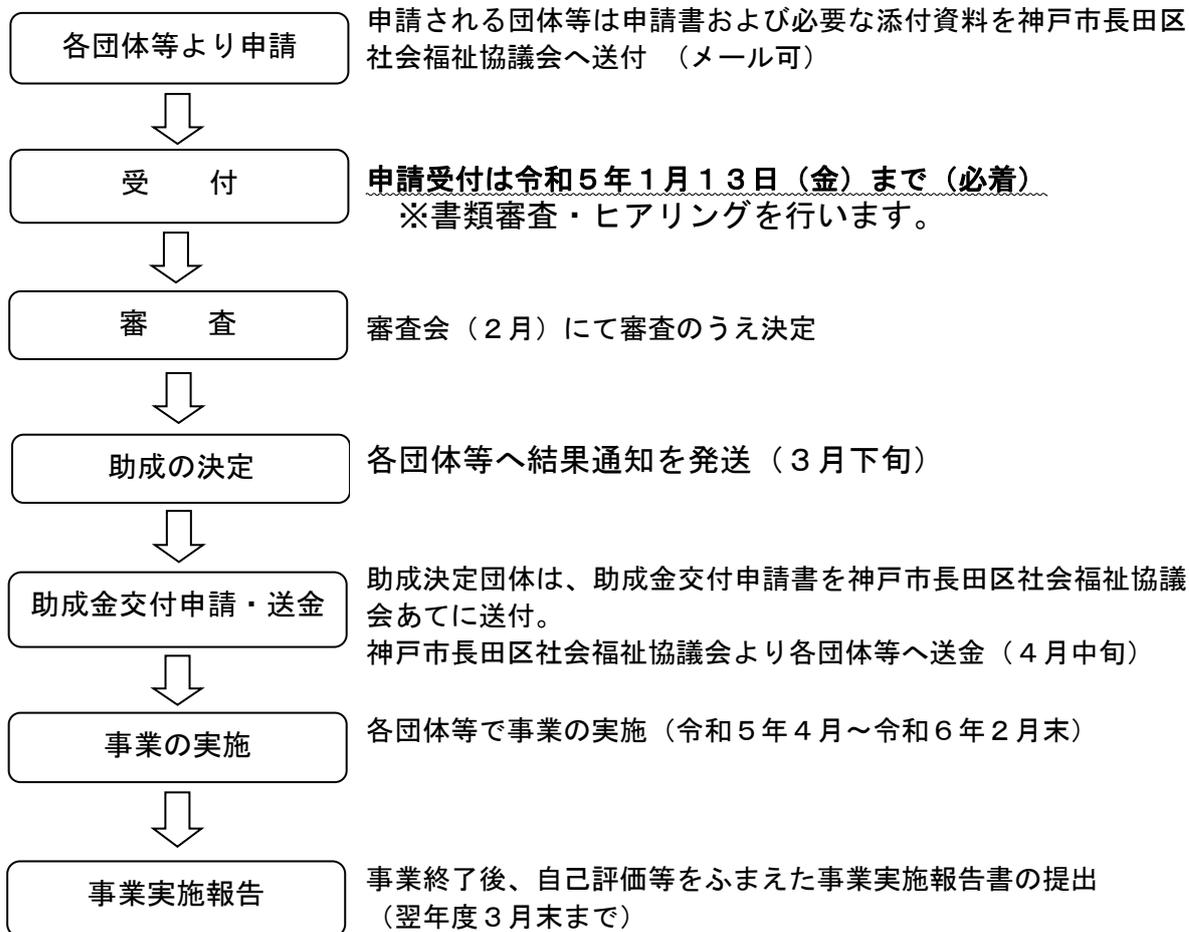


# 令和5年度「芝田カナエ・和江基金」児童福祉事業助成 申請手引

## 1. 助成の流れ



## 2. 対象事業の例示

### 例① 地域で子どもたちを見守る事業

課題を抱える子どもたちが安心して過ごすことができる居場所づくり

- ・子どもたちの孤食を防ぐ（こども食堂）などの事業
- ・子どもたちの学習支援等の活動

### 例② 子育て家庭への支援

地域における子育て家庭（ひとり親家庭を含む）に対する支援活動や保護者などの子育て当事者による活動

- ・地域子育て支援者（サポーター）養成
- ・共働き家庭、ひとり親家庭への支援

### 例③ 外国籍の親子への支援

- ・外国籍親子を対象にした日本での生活相談事業
- ・地域で共に生活をする為の文化交流事業

### 3. 対象となる経費の例

項目	助成対象となる経費の例	留意点など
謝金	研修会の講師等に対する謝金などの報酬 (雇用によるものは除く) (例) ・研修会等の講師、指導者に対する謝金 ・事業実施に必要な相談員等への謝金	謝金の支給基準は団体等が定める規定(基準)に基づく額としますが、著しく高額である等、内容によっては認められない場合があります。
交通費	助成事業実施に必要な移動経費として原則として個人に支給する交通費。 (例) ・講師、指導者、ボランティア等の外部協力者に支給する旅費 ・事業実施に必要なガソリン代、有料道路通行料弁償費	交通費は団体が定める規定(基準)に基づく額、もしくは目的地まで合理的な経路で公共交通機関を利用した場合の実費相当額。
賃借料	助成事業実施に必要な物品、会場使用料 (例) ・車両、機器類等 ・外部で行う研修会等の会場使用料、音響設備等使用料等	申請書の記載額は業者への問い合わせ等の金額またはカタログ等で金額確認をしてください。 備品と消耗品の区分基準は団体で定める基準としますが、特にない場合は下記を参考にしてください。
備品購入費	助成事業実施に必要な備品購入費	備品：単価が10万円以上
消耗品費	助成事業実施に必要な消耗品購入	消耗品：単価が10万円未満
印刷製本費	チラシ、ポスター、事業の報告冊子作成費、封筒等の印刷にかかる経費 助成事業の実施に要したコピー代は、外部でのコピーで領収書が発行される場合等で証明できる場合	申請書の記載額は業者への問い合わせ等の金額またはカタログ等の金額確認をしてください。
通信運搬費	チラシ、ポスター、報告書等の郵送料、参加者等との連絡にかかる郵送料等	
会議費	事業実施に伴う講師との打合せの際の簡素な茶菓子代の購入に要する経費	
保険料	助成事業のためだけに加入する賠償責任保険料や指導者の損害保険料	
手数料	振込手数料など	
その他	助成事業の実施に必要な各種経費	事業内容を勘案して決定します。

※借料、備品購入費、消耗品費、印刷製本費は、事業実施にあたって複数業者の見積合わせをしていただく場合があります(金額による)。